

輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり ～未来を拓く豊かで多様な『人材』を“育む”～

国体会場となる総合運動公園の整備促進

平成29年に開催予定のえひめ国体では、県総合運動公園が、陸上競技、テニス、弓道、体操競技の会場となることが内定しているため、耐震化やバリアフリー化などを含め、施設の改修を行います。



愛媛県総合運動公園(松山市・砥部町)

やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり ～調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”～

下水道の整備

トイレの水洗化といった生活環境の改善、河川・海域などの公共用水域の水質保全や、市街地の浸水対策のため、下水道の整備を推進します。



合流式下水道改善施設(高速ろ過施設)
(四国中央市川之江ポンプ場)

その他の取組

自転車新文化「愛媛マルゴト自転車道」の推進(既存社会資本ストックの有効活用)

本県では、サイクリングは“健康”と“生きがい”と“友情”を与えてくれるという「自転車新文化」を提唱し、県下全域で自転車道の整備等を行う「愛媛マルゴト自転車道」を推進しています。

この取組みは、県と市町等が連携し、ブルーライン(※)でサイクリングに適したルートを繋ぐとともに、コース案内板、マナー喚起標識等を設置するなど、安全で快適なサイクリング環境を整備するもので、誰もが自転車に親しみ、自転車を楽しめる施策を展開することで、“愛媛がサイクリング・パラダイス”となることを目指しています。

<ブルーライン>

瀬戸内しまなみ海道で整備された車道左側に設置する幅20cmの青色ラインと距離標等のピクトグラム。

ブルーラインは、自転車の左側通行の意識啓発やドライバーへの注意喚起などの効果が、サイクリスト等から高く評価されるとともに、歩行者・自転車・自動車等がお互いを思いやる“シェア・ザ・ロード”の象徴にもなっています。



建設業BCP

建設業BCPとは、建設会社が災害等で大きな被害を受けても、可能な限り短時間で事業を再開し、経営の損失を最小限にとどめ、会社の信頼性や社会的評価の一層の向上につながる事業継続力を高めるための計画です。

大規模災害時には、地域の建設会社の担う役割が非常に重要であることから、県民の安全・安心のためにも「建設業BCP」の普及促進に努めており、平成22年度に自治体レベルでは全国に先駆けて県の審査会を設立し、平成26年3月末までに、161社の建設業BCPを認定しました。

今後も、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、より多くの建設会社へ建設業BCPが普及するよう取り組みます。

入札・契約制度の改善

県の入札・契約制度については、競争性・透明性・客観性の高い入札・契約制度を目指し、改善に取り組んできたところですが、26年度は、さらに公平・公正な制度とすることはもとより、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた建設業者の地域防災力の維持や、若手技術者等の育成・確保等にも配慮し、以下の項目について改善策を実施します。

○施工計画型総合評価適用工事の見直し(在来工法による建築耐震改修工事の除外)

○「簡易型総合評価落札方式」の評価項目の見直し(土木一式工事(一般土木)における掘削系建設機械所有の加点評価、A等級対象工事における若手技術者等の現場への配置の加点評価)

また、国の経済対策に即応した25年度2月補正予算の円滑な執行による地域経済の活性化及び入札不調の発生防止対策として、当分の間、主任技術者及び現場代理人の兼任要件等の緩和などの措置を講じています。

建設産業の再生支援

本県における建設産業は、地域経済や雇用を支える基幹産業として、また社会資本の整備や災害復旧時などの安心・安全な地域づくりの担い手として重要な役割を果たしていますが、建設投資の減少等により、依然として厳しい経営環境におかれています。

このような中、土木部では平成18年度から『建設産業再生支援アクションプログラム』に基づき、支援情報を提供する総合相談窓口の運営や、助成事業などを実施するとともに、地域の関係機関と連携を図りながら、建設産業の支援に取り組んでいます。

26年度においても、総合相談窓口の運営、中小企業診断士などの専門アドバイザーの無料派遣相談、建設業者の経営革新に向けた取組みへの助成を行うなど、建設業者の自助努力による取り組みを支援し、建設産業の再生を通じて地域活力の維持に努めます。

東日本大震災被災地への職員派遣

平成23年3月11日の東日本大震災では、東北地方や北関東を中心に甚大な被害をもたらしました。土木部では、被災地への支援として平成23年5月から、公共土木施設等の災害査定業務や災害復旧事業を支援するため、延べ34名の職員を宮城県へ派遣しています。(平成26年3月現在)

今後も、被災地の一刻も早い復興を支援するため、可能な限り支援を続けていきます。

社会資本整備を担う技術力の確保

社会資本の老朽化に対応するため、愛媛大学・国・県・市町・民間が連携し、地域のインフラ再生を担う中核的人材を育成するため「社会基盤メンテナンスエキスパート養成講座」を実施しています。

木造住宅の耐震化の促進

昭和56年5月以前に建築され又は着工した木造住宅は、大地震により倒壊の危険性が高く、倒壊によって人命を失わないためにも、早期に耐震診断、耐震改修を実施する必要があります。

県では、市町が実施する「木造住宅耐震改修補助事業」の支援を行っており、26年度は、全市町と連携して補助限度額を90万円に引上げるとともに、17市町では補助率2/3の定率補助から定額補助とするなど、より利用しやすい制度としております。詳細については、県のホームページに掲載している各市町の担当課にお問合せください。

(県HPアドレス <http://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/taishin/taishin.html>)